

大切在自治 大切在方法

一 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう ー

【人権教育の指導方法等の在り方について】 (第三次とりまとめ)

【人権教育の目標】

人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること

千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項

推進目標1 推進体制を確立しよう

〈重点事項〉 実施体制の確立、計画の作成・見直し

推進目標2 正しい知識と認識を深めよう

〈重点事項〉 研修の充実(参加型・体験型の手法等)

推進目標3 指導内容と指導方法を工夫しよう 〈重点事項〉 指導方法の工夫、体験活動の充実

推進目標4 家庭・地域等との連携を図ろう

〈重点事項〉 積極的な啓発活動、関係機関との連携

推進目標5 点検・評価による見直し、改善をしよう

〈重点事項〉 学校評価の活用

千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項に対する取組

~ 「推進体制を確立しよう」の実現に向けた「実施体制の確立、計画の作成・見直し」への取組~

学校としての組織的な取組とその点検・評価

(1) 学校としての人権教育の 目標設定

- ◇「人権教育とは、人権感覚の育成を目指 すもの」であることの教職員の共通理解
- ◇児童生徒の実態、地域の実情等も考慮し ・具体的目標を設定

(2) 校内推進体制の確立と充実

- ◇計画の立案・点検・評価、研修の企画・実施を組織的に進める体制の確立
- ◇各取組と人権教育の目標との関連の明確化
- ◇機動的・機能的な推進組織の構成

人権教育

(4) 学校としての 取組の点検・評価

- <点検・評価の視点>(参考)
- ◇教職員における人権教育の目標の理解
- ◇学校全体としての取組の進捗
- ◇人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- ◇学校・学年としての指導の継続性の確保
- ◇学校全体としての組織体制の構築
- ◇家庭・地域との連携の強化

(3) 人権教育の全体

計画・年間指導計画の策定

【全体計画】

◇総合的・体系的に示した計画

小:自分で「ふれる」「気付く」を意識

中:他者に「気付く」認識を「深める」を意識

高:解決に向けて地域社会に「発信する」

「行動する」を意識

【年間指導計画】

- ◇当該年度に行う具体化した計画
- ◇人権教育の視点からの工夫を

行うことが大切

【人権教育の指導方法等の在り方について】(第三次とりまとめ)より抜粋

千葉県人権施策基本指針(平成27年改訂)

千葉県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。基本理念等は以下のようになります。千葉県の教職員として、人権教育の推進に御協力ください。

基本理念

学級経営等

すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して

3つの社会づくりの推進

- (1)一人ひとりがかけがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会
- ②一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会
- ③一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会

人権尊重の視点に立った学校づくり

生徒指導 人権が尊重される 学習活動づくり -人一人が大切にされる授業 互いのよさや可能性を発揮 できる取組 人権が尊重 教 される人間 人権尊重の視点に 科 関係づくり 立った学校づくり 互いのよさや 指 可能性を認め合 える仲間 導 人権が尊重される 環境づくり 安心して過ごせる学校・

教室

学校においては、教科等指導、生徒 指導、学級経営など、その活動を通じ て、人権尊重の精神に立った学校づく りを進めていかなければなりません。

人権尊重の意識と実践力を養う学習 を展開していくことが求められます。 まとめると左の図のようになります。

【人権教育の指導方法等の 在り方について〜第3次と りまとめ〜】より抜粋



人権という視点で考えてみよう! [「あなたはどう思いますか?」より抜粋(児童生徒課作成)]

ク 頂 I 17 月/日 忘れ物をした子どもの名前や番号を黒板に書くことがある。 名前のシールは、男子が青、女子は赤にしている。 2 障害のある子は席替えのくじは引かせず、いつも担任の近くの席にしている。 3 子どもの話が終わらないうちに、自分の意見を言うことがある。 4 「〇丁目の子は、だらしない子が多い」と思ったことがある。 5 担任はクラス全体を見るので、障害のある子の学習はサポートの職員に任せている。 7 「学級委員なのに・・・」と叱ることがある。 ここに例示されたものは、見方や立場を変えることで見えてくる課題もあります。人権尊重という

視点で自らの教育活動を振り返るための点検表として、継続的に活用しましょう。

今日的な人権課題

3

0,1

感

染

症

は

新型コロナウイルス関連

正しい知識と行動により、偏見、差別、いじめを未然に防ぎましょう。

負のスパイラルで"感染症"が拡がる 気びの ③差別を受けるのが怖く て熱や咳があっても受診 をためらい、**結果として 病気の拡散を招く** ①未知なウイルス 、不安が差別を生み、差別が更なる感染症』の怖さは、病気が不安を でわからないことが多いため不安が つ 拡散につながることです。 ながっているの 第1の"感染症" の怖さは、 「病気」 and Œ 0 ②人間の生き延びよう とする本能によりウイ 第3の"感染症" ルス感染にかかわる 第2の"感染症" 人を遠ざける 「差別」 「不安」

このウイルスが怖いのは、実は3つの「感染症」という顔があることです。負のスパイラルを断ち切るためには…

- ①病気…1人1人が衛生行動を徹底する(手洗い、咳エチケット、 人混みを避ける等)
- ②不安…自分を見つめなおし、気づく力を高める。ウイルスに関する悪い情報ばかりに目を向けず、聴く力を高める。自分の安全や健康のために必要なことを見極めて自ら選択し、自分を支える力を高める。
- ③差別…確かな情報を拡める。差別的な言動に同調しない。 この事態に対応するすべての方々をねぎらい、敬意を表 す。

【日本赤十字社 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!~負のスパイラルを断ち切るために~】 より転載、抜粋 __(http://www.jrc.or.jp/activity/youth/news/200416_006157.html)

<人権教育の視点に立った指導上の留意点>

- ・新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその関係者を絶対に責めてはいけないことに ついて児童生徒への指導を徹底し、差別や偏見が絶対に発生することがないよう取り組む。
- 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わない。その際、人権的な観点はもとより、この差別や偏見が体調の異変を申告しづらくするなどの心理を誘発し、感染を拡大することにもつながることを理解させることが重要である。
- 「誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。」

【新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて(令和2年8月25日付け文部科学大臣メッセージ)】より引用 【「新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止等について(通知)」令和2年2月1日付け教児生第394号、教安第1145号】より抜粋 【「学校再開時における児童生徒の心のケア等について(通知)」令和2年5月27日付け教児生第81号、教特第119号】より抜粋 【「児童生徒の心のケア等について(通知)」令和2年7月20日付け教児生第168号、教特第288号】より抜粋

インターネットを通じた人権侵害

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移 2,500 2.217 インターネット上の人権侵犯事件 1,910 1,985 –うちプライバシー侵害 1,909 2,000 うち名誉毀損 1.736 1.429 1,189 1,141 1,041 1,045 957 1,000 658 636 671 500 340 355 318 342 211 H24 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R1

【法務省ホームページ「インターネットによる人権侵害をなくしましょう」】より転載

<問題点>

〇インターネットを利用した人権侵犯事件が多数発生 している。不正確で、差別をあおるかのようなページ や書き込みを児童生徒がそれをあたかも正しい知識 と思い込み、差別的言動をしてしまうことが懸念され る。

<対策>

○情報モラル教育

- ・学習指導要領では、総則、特別の教科道徳において、 情報モラル教育の必要性に触れている。年間指導計 画に位置づけ、児童生徒がインターネットを通じた 人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにす ること。
- 児童生徒が被害者・加害者となってしまった場合は、早期発見、早期対応が必要。

外国人の人権尊重

平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が公布・施 行されました。

くいわゆるヘイトスピーチの解消に向けた教育活動等>

- 1. 授業における教育活動
- ○学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、
 - ・誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、 公正、公平な態度で接すること
 - ・法や決まりの意義を理解した上でそれらを守り、自他 の権利を大切にすること
 - ・他国の人々や文化について理解し、国際親善に努める こと 等

について指導することを通じて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等を推進

- 2. 教職員への研修
- ○教育委員会及び学校における研修等の実施
- 3. 啓発活動
- ○法務省が作成したポスター等を活用した啓発活動 【令和2年度人権教育担当指導主事連絡協議会配付資料】より引用

<「外国人の人権尊重に関する実践事例」の公開>

文部科学省HPに「外国人の人権尊重に関する実践事例が公開されています。下記のURLから参照することができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1384042.htm

様々な人権課題

子どもの人権に関わる問題

児童虐待、いじめ、暴力行為、少年非行等の問題行動、体罰、危険ドラッグ等の薬物乱用、児童買春、児童ポルノ等の性の商品化等の問題がある。

いじめ認知件数 【「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」】より抜粋

年度	小学校	中学校	高校	特別支 援学校	合 計
H29 年度	28, 951	6,267	448	167	35,833
H30 年度	31,641	6,898	763	180	39, 482
R元年度	42,775	7,994	956	342	52,067

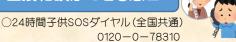
いじめの認知件数は、年々増加しています。認知件数が多いのは、軽微ないじめも見逃さないという積極的な認知の現れです。いじめには、組織で対応していくことが重要です。「いじめ防止対策推進法」「千葉県いじめ防止基本方針」に則り、早期発見・早期対応、丁寧な見守り等による解消に努めることが求められます。

子葉県の児童相談所における相談対応件数の推移 【平成 29、30、令和元年度「千葉県の児童虐待の状況に ついて」(児童家庭課作成)】より抜粋

年度	3歳 未満	3歳から 学齢前児	小学生	中学生	高校生 その他	合 計
H29 年度	1,456	1,709	2, 226	979	441	6,811
H30 年度	1,609	2,005	2,410	1,057	466	7,547
R元年度	1,833	2, 293	3,099	1, 253	583	9,061

児童相談所における虐待の相談対応件数は、年々増加しており、学校にとっても大変大きな問題となっています。学校は、虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに関係機関に通告することが求められています。そして、児童虐待には、学校全体で対応していくことが求められます。

直接相談ができる窓口



○千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間) 0120-415-446

•Eメール相談 saposoudan@chiba-c.ed.jp

○子どもの人権 110 番(全国共通) 0120-007-110 (千葉法務局内 月~金 8:30~17:15)

○ヤング・テレホン0120-783-497

(千葉県警察少年センター 月~金 9:00~17:00)

○千葉いのちの電話(24時間)043-227-3900

○チャイルドライン干葉0120-99-7777

(毎日16:00~21:00 12/29~1/3 は除く) ○ライトハウスちば043-420-8066

(千葉県子ども・若者総合相談センター 火~日 10:00 ~17:00)

○よりそいホットライン(24時間)0120-279-338

○児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)

○「そっと悩みを相談してね SNS相談@ちば」 (県内の中高生対象。LINEを使った相談窓口)



マングケアラー 平成30年度厚生労働省の調査によると、ヤングケアラーとは、「年齢や成長の度合に見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など)や世話(年下のきょうだいの世話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと」を指しています。本調査では、「ヤングケアラーの4割以上が、1日平均5時間以上、介護や世話を行っており、また、ヤングケアラーの3割以上が学校にあまり行けていない(休みがち)という状況にある」という結果が出ています。「子どもの中には、こうした家族の介護等が必要なことにより、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識する必要」があります。学校は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと共に、専門機関と連携して対応していくことが大切です。

「厚生労働省令和元年7月4日付け「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの対応について」より51月

高齢者

高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てることが必要です。学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動を行うことが大切です。

【法務省人権擁護局 令和2年度版 人権の擁護】、「令和元年度人権教育及び人権啓発施策」より引用

<認知症サポーターの養成>令和元年 6 月の「認知症施策推進大綱」により、認知症に関する理解促進として、「認知症サポーター養成」の推進、「子供への理解促進」が示されました。認知症サポーター養成講座は、認知症の人の気持ちや接し方について考え、高齢者を敬う気持ちや困った人がいたら手助けができる「思いやりの心」を育てます。クラス、学年、学校単位で、子供も受講可能です。認知症サポーター養成講座の受講については、各自治体事務局にご相談ください。

(http://www.caravanmate.com/web/wp-

content/uploads/2016/03/contact20190510.pdf)

【令和2年度人権教育担当指導主事連絡協議会配付資料】より引用、抜粋

<同和問題とは>

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

被差別部落出身者

(新体)

平成 28 年 12 月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。「同法第6条に基づく調査結果」の「地方公共団体(教育委員会を含む)が把握する差別事例の調査結果」を見ると、「差別表現の多くは特定人を対象としないものであり、その約半数はインターネット上のもの」とされています。

【令和2年度人権教育担当指導主事連絡協議会配付資料】より引用、抜粋

インターネットを通じた人権侵害を防止するとともに、部落差別の解消に向けて、正しい知識のもと、根拠のない非科学的な理由による差別を決して許さないという態度の育成が大切です。

生活困窮者

く生活困窮者>平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。この制度は、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図ることを目的としています。 【千葉県ホームページ(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatukonkyuu.html)】より転載

く子どもの貧困>厚生労働省令和元年国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、平成30年時点で13.5%で、子どもの7人に1人が貧困状態にあるとの結果が出ています。保護者に代わって家事をしなければならず、学習がままならない、金銭的な理由で進学を断念するケースがある等の問題があります。児童生徒の怠学、生活習慣の乱れを生徒指導上の課題として捉えるだけでなく、貧困が原因となっていることも考えてみる必要があります。スクールソーシャルワーカーなど専門スタッフとともに、学校全体として対応していくことが大切です。また、市町村の福祉部門との連携も重要です。児童生徒一人ひとりにきめ細やかに対応していくことが求められます。